

関係機関各位

全国民間救急サービス事業者連合会

会長 野口良一

認定患者等輸送事業所(民間救急サービス)に所属する看護師が、認定患者等輸送車により患者等を搬送する過程に於いて、以下の特定5項目の医療行為を行うことに関し、平成23年6月21日、「医師法及び保健師助産師看護師法に抵触しません」との厚生労働省からの回答がありました。

- 1、搬送元医師の指示による点滴管理
- 2、搬送元医師の指示による酸素投与の管理
- 3、搬送元医師の指示によるモニター監視
- 4、搬送元医師の指示による痰の吸引
- 5、搬送元医師の指示による経管栄養及び経管与薬